

**企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」**

企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（改正 2020 年 3 月 31 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

改正後	改正前
<p><b>企業会計基準適用指針第 30 号</b>  <b>収益認識に関する会計基準の適用指針</b>                      2018 年（平成 30 年）3 月 30 日                      改正 2020 年 3 月 31 日  <u>最終改正 2021 年 3 月 26 日</u>                      企業会計基準委員会</p>	<p><b>企業会計基準適用指針第 30 号</b>  <b>収益認識に関する会計基準の適用指針</b>                      2018 年（平成 30 年）3 月 30 日                      改正 2020 年 3 月 31 日                      企業会計基準委員会</p>
<p><b>適用指針</b></p> <p><b>Ⅲ. 会計処理</b></p> <p>5. 重要性等に関する代替的な取扱い                      （8）その他の個別事項  <u>（電気事業及びガス事業における毎月の検針による使用量に基づく</u>  <u>収益認識）</u>                      103-2. <u>電気事業及びガス事業において、毎月、月末以外の日に実施する</u>  <u>検針による顧客の使用量に基づき顧客に対する請求が行われる</u>  <u>場合、会計基準第 35 項の定めに従った収益を認識するために、</u>  <u>決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益を見積</u></p>	<p><b>適用指針</b></p> <p><b>Ⅲ. 会計処理</b></p> <p>5. 重要性等に関する代替的な取扱い                      （8）その他の個別事項</p> <p>（新 設）</p>

改正後	改正前
<p><u>る必要がある。</u></p> <p><u>当該収益の見積りは、通常、同種の契約をまとめた上で、使用量又は単価（若しくはその両方）を見積って行われるものと考えられる。当該使用量の見積りについては、決算月の月初から月末までの送配量を基礎として、その月の日数に対する未検針日数の割合に基づき日数按分により見積ることができる。また、当該単価の見積りについては、使用量等に応じた単価ではなく、決算月の前年同月の平均単価を基礎とすることができる。</u></p>	
<p><b>V. 適用時期等</b></p> <p>107. <u>2021</u>年改正の本適用指針（以下「<u>2021</u>年改正適用指針」という。）の適用時期等は、2020年改正の会計基準（以下「2020年改正会計基準」という。）と同様とする。</p>	<p><b>V. 適用時期等</b></p> <p>107. <u>2020</u>年改正の本適用指針（以下「<u>2020</u>年改正適用指針」という。）の適用時期等は、2020年改正の会計基準（以下「2020年改正会計基準」という。）と同様とする。</p>
<p><b>VI. 議 決</b></p> <p>108-2. <u>2020</u>年改正の本適用指針（以下「<u>2020</u>年改正適用指針」という。）は、第428回企業会計基準委員会に出席した委員14名全員の賛成により承認された。</p> <p>108-3. <u>2021</u>年改正適用指針は、第454回企業会計基準委員会に出席した委員14名全員の賛成により承認された。</p>	<p><b>VI. 議 決</b></p> <p>108-2. 2020年改正適用指針は、第428回企業会計基準委員会に出席した委員14名全員の賛成により承認された。</p> <p>（新 設）</p>
<p><b>結論の背景</b></p>	<p><b>結論の背景</b></p>

改正後	改正前
<p><b>経緯</b></p> <p>109-3. 2021 年改正適用指針では、第 176-2 項に記載した要望に対応し、代替的な取扱いの追加を行った。2021 年改正適用指針は、2020 年 12 月に公表した企業会計基準適用指針公開草案第 70 号（企業会計基準適用指針第 30 号の改正案）「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」に対して寄せられた意見を踏まえて検討を行い、公表するに至ったものである。</p>	<p><b>経緯</b></p> <p>（新設）</p>
<p><b>I. 会計処理</b></p> <p>（IFRS 第 15 号の定め及び結論の根拠を基礎としたもの以外のもの）</p> <p><b>2. 重要性等に関する代替的な取扱い</b></p> <p>（8）その他の個別事項</p> <p><u>（電気事業及びガス事業における毎月の検針による使用量に基づく収益認識）</u></p> <p>176-2. 2021 年改正適用指針の公表時点においては、電気事業及びガス事業において、毎月、月末以外の日に実施する検針による顧客の使用量に基づき収益の計上が行われ、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益が翌月に計上される実務が見られる（いわゆる検針日基準）。会計基準第 35 項の定めに従えば、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益を見積ることになるが、これが実務的に困難であるとの理由で、検針日基</p>	<p><b>I. 会計処理</b></p> <p>（IFRS 第 15 号の定め及び結論の根拠を基礎としたもの以外のもの）</p> <p><b>2. 重要性等に関する代替的な取扱い</b></p> <p>（8）その他の個別事項</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p><u>準を代替的な取扱いとして認めて欲しいとの要望が電気事業及びガス事業より寄せられた。</u></p>	
<p><u>176-3. 審議の結果、検針日基準による収益認識を認めた場合、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない（第164項参照）とは認められないと判断し、会計基準の定めどおり、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益を見積ることが必要であるとの結論に至った。ただし、決算日時点での販売量実績が入手できないことにより、見積りと実績を事後的に照合する形で見積りの合理性を検証することができないなど、見積りの適切性を評価することが困難であるとの意見が財務諸表作成者及び監査人から寄せられたため、見積方法について財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で代替的な取扱いを定めることとした。</u></p>	(新 設)
<p><u>176-4. 電気事業及びガス事業における決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益の見積りは、通常、同種の契約をまとめた上で（例えば、電気事業であれば電圧別に）、使用量又は単価（若しくはその両方）を見積って行われるものと考えられる。</u></p> <p><u>ここで、未検針となっている使用量の見積りについては、決算月の月初から月末までの送配量を基礎として、気温、曜日等を加味して見積ることが考えられるが、気温、曜日等を加味することは実務的に困難である可能性があるため、その月の日数に対する未検針日数の割合に基づき日数按分により見積ることができることとした。</u></p>	(新 設)

改正後	改正前
<p>また、電気事業及びガス事業では、契約の種類、使用量、時間帯等によって単価が変動する料金体系を採用していることがあり、単価の見積りについては、使用量等に応じて、それらの構成比の変動等を調整することが考えられるが、このような調整を行うことは実務的に困難である可能性があるため、決算月の前年同月の平均単価を基礎とすることができることとした（第103-2項参照）。</p>	
<p>176-5. 前項の見積方法を定めることにより、見積りの適切性の評価における財務諸表作成者及び監査人の負担が軽減されると考えられる。</p>	<p>(新 設)</p>
<p><b>(9) 代替的な取扱い等を設けなかった項目</b> <b>(削 除)</b> 188. <u>(削 除)</u></p>	<p><b>(9) 代替的な取扱い等を設けなかった項目</b> <b>(毎月の計量により確認した使用量に基づく収益認識)</b> 188. <u>現在、毎月、月末以外の日に実施する計量により確認した顧客の使用量に基づき収益の計上が行われ、決算月に実施した計量の日から決算日まで</u>に生じた収益が翌月に計上される実務が見られる。2017年公開草案に対して、<u>決算月に実施した計量の日から決算日まで</u>に生じた収益を見積る<u>ことの困難性に関する意見が、電気事業及びガス事業から寄せられた。</u> <u>審議においては、当該見積りの困難性について代替的な取扱いを検討し、決算日までの顧客による使用量を確認できない場合や、計量により確認した使用量に応じて複数の単価が適用される場合等、当該見積りが困難となり得る状況に対して検討を行ったが、当該見積りの困難性に係る評価が十分定まらず、代替的な取</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>扱いの必要性について合意が形成されなかった。</u></p> <p><u>今後、財務諸表作成者により、財務諸表監査への対応を含んだ見積りの困難性に対する評価が十分に行われ、会計基準の定めに従った処理を行うことが実務上著しく困難である旨、当委員会に提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの可否を当委員会において判断することが考えられる（会計基準第96項参照）。</u></p>

以 上